に「又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号」を加え、「、同項」を「、同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項」に改め、「期間」の下に「その他の財務省令で定める期間」を加え、同条第六項第三号中「又は各連結事業年度の連結所得」を削り、同条第二十一項中「との間に連結完全支配関係がある連結法人」を「が通算法人である場合には、他の通算法人」に改め、「により計算した金額」の下に「及び当該適用対象法人が通算法人である場合における他の通算法人に対する支払利子等の額」を加え、同条第三十四項中「第二十二条」を「第十九条」に、「同条第一項中「合計額に」とあるのは「」を「同条第二項中「）の合計額」とあるのは「）の」に、「）に」と、同条第四項中「合計額に」とあるのは「合計額（租税特別措置法第六十六条の五の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）に」と、「の同条第六項」とあるのは「の法第二十三条第六項」を「。第一号及び第四項において「調整後支払利子合計額」という。）」と、同項第一号中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」と、同条第四項中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」と、「の合計額を」とあるのは「（租税特別措置法第六十六条の五の二第一項の規定により損金の額に算入されない金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を」と、同条第九項中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」に改める。

第三十九条の十三の三第四項中「又は同条第四項」を削り、「含み、同条第七項の規定によりないものとされたものを除く」を「含む」に、「次の各号に掲げる超過利子額にあつては、当該各号に定める事業年度」を「当該適格合併等の前に当該被合併法人等となる法人を合併法人とする適格合併（以下この項において「直前適格合併」という。）が行われたこと又は当該被合併法人等となる法人（内国法人に限る。）との間に同条第二項に規定する完全支配関係がある他の法人（内国法人に限る。）の残余財産が確定したことに基因して同項の規定により当該被合併法人等となる法人の超過利子額とみなされたものにあつては、当該直前適格合併の日を含む事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日を含む事業年度」に改め、同項各号を削り、同条第七項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、同条第八項を次のように改める。

8　法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定の適用がある場合における法人税法施行令第十九条の規定の適用については、同条第二項中「）の合計額」とあるのは「）の合計額（租税特別措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項（対象純支払利子等に係る課税の特例）の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額。第一号及び第四項において「調整後支払利子合計額」という。）」と、同項第一号中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」と、同条第四項中「支払利子等の額の合計額（租税特別措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額）を」とあるのは「の合計額（租税特別措置法第六十六条の五の三第一項及び第二項の規定により損金の額に算入される金額がある場合には、当該金額を加算した金額）を」と、同条第九項中「支払利子等の額の合計額」とあるのは「調整後支払利子合計額」とする。

第三十九条の十四の三第十二項中「第二十七項第一号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主として行う外国関係会社」とあるのを「外国関係会社」と、同項第二号」を「第二十七項第一号から第三号までの規定」に、「同項第三号から第五号までの規定」を「同項第四号及び第五号」に改め、同条第二十七項第一号中「法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人」を「同条第一項各号に掲げる内国法人が通算法人である場合における他の通算法人」に改め、同項第二号中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同項第三号中「法第六十八条の九十第一項各号に掲げる連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人）」を「同条第一項各号に掲げる内国法人が通算法人である場合における当該内国法人に係る通算親法人」に、「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同項第四号中「、第六十六条の六第一項各号又は第六十八条の九十第一項各号」を「又は第六十六条の六第一項各号若しくは第六十六条の六第一項各号」を「若しくは第六十六条の六第一項各号」に、「第三十九条の十四第三項又は第三十九条の百十四第三項」を「又は第三十九条の十四第三項第一号」を「若しくは第三十九条の十四第三項第一号若しくは第三十九条の百十四第三項第一号」を「若しくは第三十九条の十四第三項第二号」に、「第三十九条の十四第三項第二号若しくは第三十九条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同号ロ中「、第六十六条の六第一項各号又は第六十八条の九十第一項各号」を「又は第六十六条の六第一項各号」に改め、同条第二十八項第一号中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改める。

第三十九条の十五第一項第一号中「第五項まで」を「第四項まで」に改め、「、第五十八条」及び「から第六十一条の十三まで」を削り、「第十一款」を「第十二款」に改め、「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項第五号中「又は第六十八条の六第二項第六号」を「同条第二項第六号」に改め、同号イ中「若しくは第六十八条の九十第一項各号」を削り、「者又は当該者」を「内国法人又は当該内国法人」に、「法第六十六条の六第一項各号又は第六十八条の九十第一項各号に掲げる者」を「内国法人」に改め、同号ハ⑶⑴中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同号ハ⑶⑵中「前条第二十七項第一号中「法第六十六条の六第二項第三号ハ⑴に掲げる事業を主として行う」とあるのを「次条第一項第五号に規定する」と、同項第二号」を「前条第二十七項第一号から第三号までの規定」に、「同項第三号から第五号までの規定」を「同項第四号及び第五号」に改め、同条第二項中「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、「これらの規定に」を「同項に」に改め、同項第九号中「、第五十八条」を削り、同項第十八号中「又は第六十八条の九十第一項各号に掲げる者」を「に掲げる内国法人」に改め、同条第三項第一号中「法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社（同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）を含むものとし」及び「又は法第六十八条の九十第一項に規定する個別課税対象金額（以下この項において「個別課税対象金額」という。）」を削り、同項第二号中「又は個別課税対象金額」を削り、同項第三号中「法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社（同項第二号に規定する特定外国関係会社又は同項第三号に規定する対象外国関係会社に該当するものに限る。）を含むものとし」及び「又は個別課税対象金額」を削り、同項第四号中「又は個別課税対象金額」を削り、同条第四項第一号ハ中「又は第六十八条の八十八第一項」を削り、同条第五項第一号中「又は第六十八条の九十第二項第二号」を削り、「法第四十条の四第二項第三号又は第六十八条の九十第二項第三号」を「同項第三号」に改め、「及び法第六十八条の九十第五項各号に掲げる外国関係会社の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事業年度」及び「又は第三十九条の百十五第五項」を削る。

第三十九条の十七第八項第一号イ中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同号ロ中「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「同項第三号から第五号までの規定」を「同項第四号及び第五号」に改める。

第三十九条の十七の三第十項第三号イ中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同号ロ中「同項第二号」の下に「及び第三号」を加え、「同項第三号から第五号までの規定」を「同項第四号及び第五号」に改め、同条第三十二項中「部分対象外国関係会社、」を「部分対象外国関係会社（同項第七号に規定する外国金融子会社等に該当するものを除く。）」、「及び法第六十八条の九十第一項に該当する事実がある場合のその該当する事業年度」及び「又は第三十九条の百十七の二第三十二項」を削る。

第三十九条の十七の四第十項中「又は第六十八条の九十第八項各号列記以外の部分」、「及び法第六十八条の九十第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度」及び「又は第三十九条の百十七の三第十一項」を削る。